一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　今治市
二　構造改革特別区域の名称　今治市リキュール特区
三　構造改革特別区域の範囲　今治市の全域
四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第三百二十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　土佐清水市
二　構造改革特別区域の名称　土佐清水市リキュール特区
三　構造改革特別区域の範囲　土佐清水市の全域
四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第三百二十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年十一月三十日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　鹿島市
二　構造改革特別区域の名称　鹿島市どぶろく特区
三　構造改革特別区域の範囲　鹿島市の全域
四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第三百二十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する第四条第九項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第二百九十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十四年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　紋別市並びに北海道紋別郡遠軽町、湧別町、滝上町、興部町及び雄武町
二　構造改革特別区域の名称　オホーツク紋別地域外国人技能実習生受入れ特区
三　構造改革特別区域の範囲　紋別市並びに北海道紋別郡遠軽町、湧別町、滝上町、興部町及び雄武町の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業（五〇六（五一三））

○内閣府告示第三百二十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する第四条第九項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百八十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十四年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道枝幸郡浜頓別町及び枝幸町
二　構造改革特別区域の名称　北オホーツクえさし・はまとんべつ外国人技能実習生受入れ特区
三　構造改革特別区域の範囲　北海道枝幸郡浜頓別町及び枝幸町の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業（五〇六（五一三））

○内閣府告示第三百二十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する第四条第九項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第四十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十四年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都千代田区
二　構造改革特別区域の名称　キャリア教育推進特区
三　構造改革特別区域の範囲　東京都千代田区の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業（八一一）、学校設置会社による学校設置事業（八一六）、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）、空地に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二九）及びインターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（八三二）

○内閣府告示第三百二十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する第四条第九項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第五百十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十四年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北杜市
二　構造改革特別区域の名称　北杜市地域活性化ワイン特区
三　構造改革特別区域の範囲　北杜市の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第三百二十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する第四条第九項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第二百八十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十四年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　熊野市
二　構造改革特別区域の名称　熊野市どぶろく・果実酒・リキュール特区
三　構造改革特別区域の範囲　熊野市の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））及び特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第三百三十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する第四条第九項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第百二十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十四年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　鳥取県東伯郡湯梨浜町
二　構造改革特別区域の名称　保育の充実による若者支援特区
三　構造改革特別区域の範囲　鳥取県東伯郡湯梨浜町の全域
四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地方公務員に係る臨時的任用事業（四〇九）

○内閣府告示第三百三十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する第四条第九項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十四年十一月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦